○公営住宅法 (抄)

(整備基準)

- 第五条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準 に従い、行わなければならない。
- 2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。
- 3 事業主体は、公営住宅及び共同施設を耐火性能を有する構造のものとするように努めなければならない。

(入居者資格)

- 第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。
 - 一 その者の収入がイ又は口に掲げる場合に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
 - イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安 定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める 金額以下で事業主体が条例で定める金額
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参酌して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額
 - 二 現に住宅に困窮していることが明らかであること。